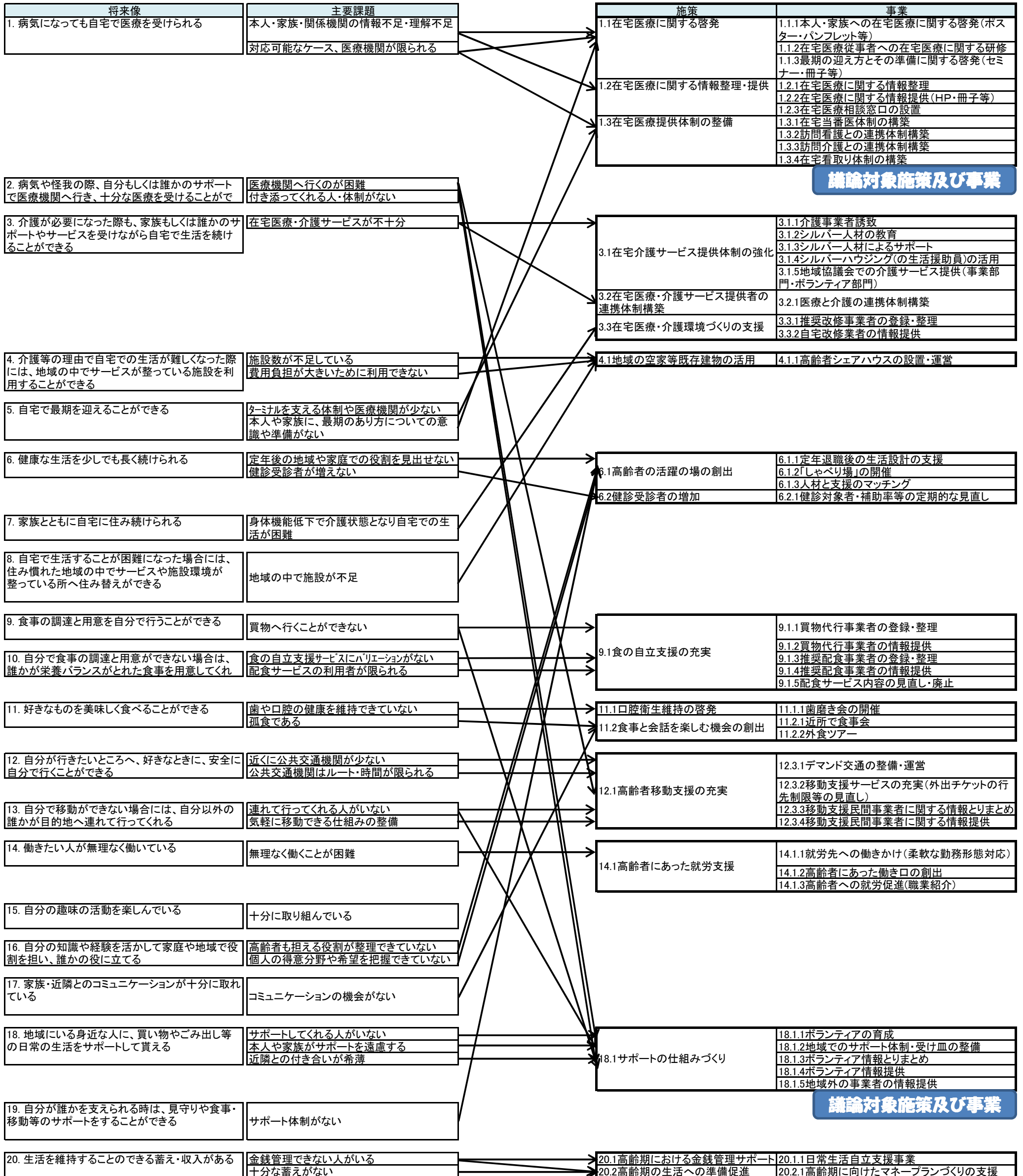


小牧市高齢者福祉医療戦略会議 課題及び施策とりまとめ(案)

- 第2～5回では、第1回でイメージを擦り合わせた「10年後の高齢者の生活イメージ」の実現に向け、20の具体的な将来像に分けて、現状とのギャップ等(実現状況や、未実現部分に関する課題等)について共通認識を深めました。
- 20の将来像を4回に分けて議論したことから、議論のまとめとして、各将来像において実現のカギを握る課題(主要課題)と、その課題を解消するための具体的な施策・事業の案を、以下のように一覧できる形で整理しました。(※事業の中身が事業名だけではわかりにくい部分については、次頁に補足説明しております)
- こちらをご覧頂くと、20の将来像の実現に同数の施策が必要ではなく、重複部分を集約できることがわかりました。例えば、将来像2、将来像9、将来像13、将来像18にあるように、食事や移動等の支援に関する施策では、扱う内容は異なるものの、いずれも支えたい人と支えられたい人をつなぐ仕組みが共通して必要となっていることから「18.1サポートの仕組みづくり」という一つの施策にまとめました。
- 以上のように、同種の施策・事業等に集約される将来像・課題が複数あったため、最終的には20の将来像(下図の左半分)が10の施策(同右半分)にまとめられました。(※それぞれの集約関係は矢印で示しております)
- 平成25年度の戦略会議では、課題を踏まえた具体策の検討を予定しておりますが、下図の10施策だけでも量が多いことから、特に優先的に詳細を詰めていくテーマを絞る必要があります。過日頂いております20の将来像に対する投票を10にまとめ直したところ、結果として施策1(在宅医療)・施策18(支え合い)が概ね優先視されていることから、第6回以降はこれらについて詳細を検討していく予定です。
- なお、第6回では施策1・18のみ事前にご意見を伺っておりますが、もし施策1・18以外でもご意見・ご提案等ございましたら、メモ等お寄せ頂ければ幸いです。



小牧市高齢者福祉医療戦略会議 課題及び施策とりまとめ(案) 事業説明一覧

事業	備考(事業のイメージ案) ※事業名だけではイメージが湧かないと考えられる項目のみ記載
1.1.1本人・家族への在宅医療に関する啓発(ポスター・パンフレット等)	
1.1.2在宅医療従事者への在宅医療に関する研修	
1.1.3最期の迎え方とその準備に関する啓発(セミナー・冊子等)	
1.2.1在宅医療に関する情報整理	
1.2.2在宅医療に関する情報提供(HP・冊子等)	
1.2.3在宅医療相談窓口の設置	
1.3.1在宅当番医体制の構築	
1.3.2訪問看護との連携体制構築	
1.3.3訪問介護との連携体制構築	
1.3.4在宅看取り体制の構築	
3.1.1介護事業者誘致	
3.1.2シルバー人材の教育	
3.1.3シルバー人材によるサポート	
3.1.4シルバーハウジング(の生活援助員)の活用	
3.1.5地域協議会での介護サービス提供(事業部門・ボランティア部門)	・地域密着でのサポートやサービスの担い手が、民間事業者から出てこない場合、地域協議会で検討し、協議会で担い手・受け皿となる体制をつくりサービスを提供。 ・サービス提供に当たっては、無償の範囲とするならばボランティアで(協議会内にボランティア部門を設けて対応するか、地域のボランティア団体と提携し委託)、有償まで幅広く対応するならば事業組織で(協議会内に事業部門を設けて対応するか、金銭のやり取り等発生することから法人化(NPOや有限・株式等)して対応)、体制をつくる。 ※同様のスキーム(地域協議会による事業化等)での取組を他の将来像でも想定
3.2.1医療と介護の連携体制構築	
3.3.1推奨改修事業者の登録・整理	・自宅での生活が可能な状態に改修を行うにも、料金や内容、施工可能事業者が近くに居るか等利用者にわからないことが多いことから、これらを分かりやすく可視化して整理するため、市が提示する条件(統一した内容・料金、施工可能地域)でサービス提供できる事業者を募り、応募事業者は市へ申請を提出 ・提出・審査の後、適格と判断された事業者を推奨事業者として整理し、市民へ情報提供 ・事業者は施工実績・品質等に応じて3年に1回更新
3.3.2自宅改修業者の情報提供	
4.1.1高齢者シェアハウスの設置・運営	・地域に多数出て来つつある空家等の既存建物を所有者より貸与・譲渡の上、バリアフリー改修等を行い、主に独居等孤獨な高齢者への集住の場を提供。 ・運営主体(シェアハウスの管理人)は、公募される本事業への参加を市に申請し、申請受理後、市と申請者、既存建物の所有者とで事業化に向けた協議。協議成立次第、建物改修・運営へ移行。改修費は市が助成。 ・運営主体の候補としては、入居者から家賃を徴収し維持管理等を行うことから、民間事業者(不動産会社・賃貸住宅管理会社等)が望ましいが、地域で応募がない場合は、地域協議会系の事業者(3.1.5の備考参照)、NPOや市民活動団体等の法人格のある主体も考えられる。 独居を避け集住による活性化を目指すことから、入居当初は身体機能も十分であってもその後介護が必要になるケースがあるので、介護サービスは必要となった時に外付けで利用、または介護ボランティアの活用も考えられる。地区によって介護サービス事業者がない・不十分な場合は、地域協議会の判断・調整等の下、サービス提供主体が組織される(事業部門、ボランティア部門等)ことも考えられる。 ・介護サービスまでは不要でも日常生活の見守り、声掛け等は運営主体(管理人)が行う他、外から様々な生活支援を地域のボランティア等にて対応可能
6.1.1定年退職後の生活設計の支援	・定年退職後に、自宅にこもりきりにならないよう、定年退職後の市民に対し、求職情報やボランティア情報、市民活動情報、生涯学習情報等を送付 ・また、定年退職により国保加入手続等で来庁した市民には、同時に退職後の生活について窓口での相談を行う
6.1.2「しゃべり場」の開催	・高齢者が集い、少人数のグループ毎に自分が高齢期にやりたいこと等を話し合う。イベントを通して、高齢者自身が自分の希望を認識する機会となるとともに、他者も相手の興味関心や得意分野を知ることができる。
6.1.3人材と支援のマッチング	・地域等で活躍できるスキル等をもっている人材情報と支援を必要としている人の情報を収集し、マッチングを行う。 ・マッチングにおいては地域協議会が主となり、各地域単位でマッチングを行う他、既にそのような機能を有するシルバー人材センターや社会福祉協議会(ボランティア関係)も引き続き行い、地域単位の取組を補完
6.2.1健診対象者・補助率等の定期的な見直し	
9.1.1買物代行事業者の登録・整理	・市内各地域でサービス対応できる事業者(ネットスーパーの他、酒屋・米屋のような配達サービスを行っている事業者)が、市の求める登録事項(配達品目、受付時間、配達可能地域等)を申請し、市にてリスト化 ・作成したリストは市民へ情報提供(冊子配布、ホームページ提供等)※9.1.2 ・地区によっては(配達事業者がない、少ない等)、地域協議会の判断・調整等により、サービス提供主体を組織化(事業部門・ボランティア部門等)することも考えられる。
9.1.2買物代行事業者の情報提供	
9.1.3推奨配食事業者の登録・整理	・市による配食サービス事業の廃止に向け、各自が自由に随時選択できる民間配食サービスを強化するため、提供可能な事業者を登録・整理 ・市内各地域で配食サービス対応が可能な事業者(コンビニの弁当配達、ピザ・寿司の出前等配達サービスを行っている事業者)が、市の求める登録事項(配達メニュー、受付時間、配達可能地域等)を申請し、市にてリスト化 ・作成したリストは市民へ情報提供(冊子配布、ホームページ提供等)※9.1.4 ・地区によっては(配達事業者がない、少ない等)、地域協議会の判断・調整等により、サービス提供主体を組織化(事業部門・ボランティア部門等)することも考えられる。
9.1.4推奨配食事業者の情報提供	
9.1.5配食サービス内容の見直し・廃止	
11.1.1歯磨き会の開催	・「地域で食事会」の際に、集まった市民で歯磨きを行う。毎日の指導・支援等はボランティアが行う ・月1回程度、歯科衛生士や歯科医師が出席し、正しい歯の磨き方教室等を行う。
11.2.1近所で食事会	・地域の集会所等を活用し、市民が住まいの近くで集まって、配食された食事をとることのできる機会を設ける。 ・毎日同じ場所・時間帯に開催(高頻度・常時開催)することで、いつでも好きな時に参加が可能 ・参加希望者は当日朝までに当番のボランティアに出席登録
11.2.2外食ツアー	・地域協議会等の企画運営で、月1回程度、行きたい店へ外食に行く。大人数で1箇所に行くのではなく、小人数で複数の箇所に分かれて参加することで選択の幅を広げる ・送迎はボランティアが行う。
12.3.1デマンド交通の整備・運営	
12.3.2移動支援サービスの充実(外出チケットの行先制限等の見直し)	
12.3.3移動支援民間事業者に関する情報とりまとめ	
12.3.4移動支援民間事業者に関する情報提供	
14.1.1就労先への働きかけ(柔軟な勤務形態対応)	・高齢者が勤務しやすいよう、市内の事業者へ柔軟な勤務形態での求人、高齢者の積極的な求人を要請 ・協力企業に対しては優遇策(税の減免や補助金等を想定)を設ける
14.1.2高齢者にあった働き口の創出	・3.1.5「地域協議会での介護サービス提供(事業部門・ボランティア部門)」、4.1.1「高齢者シェアハウスの設置・運営」、9.1.1「買物代行事業者の登録・整理」、9.1.3「推奨配食事業者の登録・整理」等、地域密着でのサポートやサービスの担い手が民間事業者から出てこない場合、地域協議会で検討し協議会で担い手・受け皿となる体制(事業部門・ボランティア部門等)をつくりサービスを提供することで、従事する有償スタッフ・ボランティア等に高齢者を活用し、本人が希望する働き方ができるような仕事を創出する。
14.1.3高齢者への就労促進(職業紹介)	・「就労先への働きかけ(柔軟な勤務形態対応)」、「高齢者にあった働き口の創出」にて生み出された雇用先の情報を、高齢者へ提供する。
18.1.1ボランティアの育成	
18.1.2地域でのサポート体制・受け皿の整備	・地域協議会が主体となり、地域の中でボランティア(有償・無償)やNPO、民間事業者等、市民の生活をサポートする体制づくりを行う。 ・地区によっては(担い手がいない・少ない等)、地域協議会で検討し、協議会で担い手・受け皿となる体制をつくりサービスを提供(3.1.5「地域協議会での介護サービス提供(事業部門・ボランティア部門)」、4.1.1「高齢者シェアハウスの設置・運営」等)。 ・提供体制の整備に当たっては、無償の範囲とするならばボランティアで(協議会内にボランティア部門を設けて対応するか、地域のボランティア団体と提携し委託)、有償まで幅広く対応するならば事業組織で(協議会内に事業部門を設けて対応するか、金銭のやり取り等発生することから法人化(NPOや有限・株式等)して対応)、体制をつくる。
18.1.3ボランティア情報とりまとめ	
18.1.4ボランティア情報提供	
18.1.5地域外の事業者の情報提供	・顔見知りでない有償サービスを利用したい住民向けに、地域外の民間サービス事業者をリスト化しておき、サポートを求める市民が用途に応じて必要な事業者等を選べるようにする。
20.1.1日常生活自立支援事業	
20.2.1高齢期に向けたマネープランづくりの支援	・高齢期に必要な費用な費用を知り、貯蓄や就業継続等、早期からの準備を始められるよう、情報提供・啓発・相談等のサービスを提供 ・事業主体は、潜在的な顧客となりうることから金融機関(銀行・生保・信託・証券等)により主催、講師・相談員を派遣 ・市や地域協議会は金融機関による啓発・相談を、場所や機会を提供する等により支援。例えば市や地域のイベント時に金融機関の相談ブースやセミナーブースを設ける、ファイナンシャルプランナー等の専門家による市役所での週1回の定期・常設の相談の場を設ける、地域協議会が地域の集会所にて企画した出前セミナーに金融機関が講師・相談員等を派遣する、等が考えられる。